令和8年度

船橋市立医療センター
歯科用貴金属等売払公募要項

令和8年11月

船橋市立医療センター総務課

船橋市立医療センター歯科用貴金属等売払公募要項（郵便による一般競争入札）

1.公募の概要

本契約は、船橋市（以下「本市」という）において、船橋市立医療センター（以下「当院」という）より発生する歯科用材料（撤去冠、義歯、研磨粉等）の売り払いを行い、買受者がこれを買い受けるものです。

参加される方は本要項及び仕様書を熟読し、各記載事項についてご承知のうえ、ご参加ください。

2.入札に付する事項

件名　　令和8年度船橋市立医療センター歯科用貴金属等売払公募

仕様等　別紙1仕様書のとおり

3.応募要件

（1）基本的要件

応募できる者は、次の全ての項目に該当する者に限ります。

ア　自社で精錬・分析できる事。(4元素：金、銀、プラチナ、パラジウム)

イ　自社または国内グループ会社が国際認定機関のLBMAとLPPMの認定を受けている事。

（2）資格制限

次のいずれかに該当する団体等は、応募することはできません。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

②国税及び市税等を滞納している者

③船橋市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当する者

④千葉県暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第23条に違反している事実がある者

なお、入札参加資格確認の際、又は契約後において、船橋市暴力団排除条例に基づき、申込者（契約者）が暴力団関係者でないことを、船橋警察署等を通じて千葉県警察本部に照会する場合がありますので、ご了承ください。

（3）入札保証金、契約保証金

今回の入札にかかる入札保証金は、入札金額（税込）の100分の5以上（1円未満切り上げ）の額または保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことを証する保険証券の提出といたします。入札保証金の納付方法は、当院発行の納付書にて納付または当院指定口座への振込とし、振込先口座情報は、入札参加決定通知書と共に郵送いたします。納付後、納付したことを示す書類を入札書に同封して郵送してください。

入札保証金は、入札者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により返還いたします。

ただし、返還には開札から30日程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、変換する入札保証金には、利息は付しません。

※契約の相手方には契約保証金納付後に返還します。また、契約の相手方とならなかった場合は、開札後に返還いたします。

契約保証金については、契約金額（税込）の100分の10以上（1円未満切り上げ）の額または保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したことを証する保険証券の提出とし、納付期限は令和9年1月25日といたします。契約保証金の納付方法は、当院発行の納付書にて納付または当院指定口座への振込といたします。

買受代金の納付が行われずに契約が解除された場合、契約保証金は返還されず、当院に帰属します。

納付された契約保証金については、買受代金の納付確認後に落札者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により返還いたします。

ただし、返還には買受代金の納付確認後 30 日程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、返還する契約保証金には、利息は付しません。

4.応募申し込み

（1）応募申込書等の配布期間及び配布場所（入札公告期間）

配布期間（入札公告期間）	配布場所
令和 8 年 11 月 20 日（金）から 令和 8 年 12 月 8 日（火）まで ※窓口配布は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで	当院ホームページからダウンロード 窓口配布：医療センターC 館 3 階総務課 TEL：047-438-3321（代） 担当：大森、和田

（2）入札参加登録申請

登録申請期間	登録申請の方法等
令和 8 年 11 月 20 日（金）から 令和 8 年 12 月 8 日（火）まで	公募要項 3 ページ提出書類の①～⑩までの該当する書類を**令和 8 年 12 月 8 日までに当院総務課に持参もしくは郵送（期限必着）にて提出**してください。登録申請後、書類審査をして、当院より「入札参加決定（否決）通知書」を関係書類と共に返送いたします。 ※郵送する場合は、当院総務課まで必ず電話連絡してください。 TEL：047-438-3321（代） 宛先： 「〒273-8588　船橋市金杉 1-21-1　船橋市立医療センター　総務課施設係」

（3）質問回答

質問期間及び質問方法	回答方法
令和 8 年 11 月 20 日（金）から 令和 8 年 11 月 30 日（月）午後 3 時まで 質問は、「第 1 号様式」を使用して、E-mail 又は FAX で問い合わせください。 E-mail: iryo-somu@city.funabashi.lg.jp FAX：047-438-7795 ※E-mail 送付後は、当院総務課まで必ず電話連絡してください。 TEL：047-438-3321（代）	当院ホームページにて回答します。 回答（予定）：令和 8 年 12 月 4 日（金）

（4）入札書提出

提出期間	提出方法
令和 8 年 12 月 18 日（金）から 令和 8 年 12 月 25 日（金）まで	提出は郵送のみで、当院から送付した「**入札書**」及び「**返信用封筒**」を必ず使用して、**一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれか**により、**令和 8 年 12 月 25 日必着**とします。 ※詳細は 3 ページの「(6)入札書の提出」を参照

（5）提出書類

	提出時期	提　出　書　類	法人	個人
①	参加登録申請時	入札参加申込書（第 2 号様式）	○	○
②		誓約書（第 3 号様式）	○	○
③		委任状（第 4 号様式）※支店長等に委任する場合のみ必要	○	○
④		登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）	○	
⑤		身分証明書（本籍地で発行）		○
⑥		印鑑証明書**（発行日から 3 か月以内の原本）**	○	○
⑦		納税証明書（全ての国税で、法人は納税証明書その 3 の 3、個人は納税証明書その 3 の 2 を提出）	○	○
⑧		市税納付確認書**（事業所等の所在が市内・市外問わず提出）**	○	○
⑨		切手を貼付した返信用封筒（角 2）又はレターパック ※切手を貼付した返信用封筒を使用される場合は郵便料の不足の無いよう願います。	○	○
⑩	入札時提出	入札書（第 5 号様式）、入札保証金を納付したことを示す書類を同封すること	○	○

注意

※①から⑨までの該当する書類を令和 8 年 11 月 20 日（金）から令和 8 年 12 月 8 日（火）までに、各 1 部を船橋市立医療センター総務課施設係に持参もしくは郵送（期限必着）にて提出してください。

※委任状を提出した場合は、入札書（第 5 号様式）を代理人が提出することとなります。（その他の書類は代理人での提出はできません。）

※提出された①から⑨までの書類を審査して、入札参加登録をします。登録決定された事業者には、入札参加決定通知書と共に、「入札書」「入札保証金返還請求書」「返信用封筒」「入札保証金振込先口座情報」を送付いたします。

※提出していただいた書類の訂正はできません。提出書類に漏れ、不備がある場合、又は資格要件がない事業者は、入札参加登録ができず、入札には参加できません。十分確認のうえ提出してください。また、提出した書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

（6）入札書の提出

入札書の提出は、**当院から送付する「入札書」と「返信用封筒」を必ず使用**してください。他のものを使用した場合は、失格とします。

入札書の記載については、公募要項 11 ページの記載例で確認してください。また、入札書は、当院が送付した「返信用封筒」を使用し、封筒に入れ糊付け封入し、**封筒裏面に「差出人」**を必ず記入して**一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれか**で郵送してください。また、入札保証金を納付したことを示す書類を同封してください。

入札書及び返信用封筒に記載漏れがあった場合、また、**一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれか以外**で郵送された場合は失格とします。

令和 8 年 12 月 25 日（金）必着です。（その後に到着した分は、無効とします。）

入札必要書類の交付後に入札を辞退する場合は申し出てください。入札辞退届をお渡しいたしますので、開札までにご提出ください。

5.買受者の決定方法

買受者の決定の手順については次のとおりです。

（1）入札書の開札

① 開　　札　　下記日時及び場所で応募いただいた「入札書」を開札します。

② 立ち会い　　応募者の中から立会人を 2 者にお願いします。
急遽立ち会えなくなった時には、当院で買受者の決定事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

③ 傍　　聴　　傍聴は任意です。入札者等関係者は、各者 2 名まで傍聴が可能です。
院内ではマスク等の着用をお願いします。
なお、定刻（14 時 00 分）以降の入室はできません。

④ 比　　較　　入札書を開札し、最低売却価格以上で入札金額の高い者から、第 1 落札候補者・第 2 落札候補者として決定します。
ただし、同金額の応募者が 2 者以上ある場合は、直ちにくじ引きによって順位を決定します。
くじ引きは、当院で本入札に関係のない職員が行います。

⑤ 参加資格要件審査・落札者決定
第 1 落札候補者が入札参加申し込みの際に提出した書類を元に参加資格要件の審査を行います。第 1 落札候補者が参加資格要件を満たしている場合に当該者を落札者とします。参加資格要件を満たしていない場合、入札を無効とし、第 2 落札候補者の審査を行い、第 2 落札候補者が参加要件を満たしている場合に当該者を落札者とします。
落札候補者には審査が完了次第、落札者決定の連絡を行います。

⑥ そ の 他　　入札書提出後には、書換、引換、撤回をすることはできません。

⑦ 入札書の比較日時　　**令和 9 年 1 月 8 日（金）14 時 00 分～**
会場　　**船橋市立医療センターC 館 3 階 301 会議室**

（2）入札結果の通知

入札結果については、応募者に対し速やかに FAX で通知するとともに、当院ホームページに掲載します。

（３）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

① 入札参加資格のない者が入札したとき

② 同一の入札について同一者が２以上の入札書を提出したとき

③ 明らかに不正が行われたと認められるとき

④ 金額その他記載事項が不明確なとき、入札事項の記載又は、記名押印のないとき

⑤ 金額その他記載事項を訂正印、修正液等で訂正したとき

⑥ 所定の記載事項以外の事項を記載したとき

⑦ 所定の入札保証金を納付しないとき

⑧ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

⑨ 明らかに連合によると認められるとき

⑩ 入札保証金の納付したことを示す書類又は保険会社の保証保険証券（原本）の提示がないとき

⑪ 入札金額が最低売却価格未満の額のとき

⑫ 入札参加申込書及び誓約書の申込者印と異なる印鑑を押印したとき

⑬ 期間内に入札書が指定場所に到着しなかったとき

⑭ えんぴつ、容易に消去可能なペン等で記入されたとき

⑮ 前各号に掲げるもののほか、応募に関する条件に違反して提出した入札書

～応募から契約等までの流れ～

応募要件等の確認

応募要件を公募要項で確認ください。

質疑応答

質問期間は、令和 8 年 11 月 20 日（金）から令和 8 年 11 月 30 日（月）午後 3 時までとして、質問に対する回答は、令和 8 年 12 月 4 日（金）に当院ホームページに掲載します。

質問は、E-mail 又は FAX で問い合わせください。

E-mail：iryo-somu@city.funabashi.lg.jp

FAX：047-438-7795

入札参加登録申請

令和 8 年 12 月 8 日（火）までに、公募要項 3 ページの必要書類を**当院総務課に持参もしくは郵送（期限必着）**で提出してください。郵送する場合は、当院総務課まで必ず電話連絡してください。

TEL：047-438-3321（代）

入札参加登録決定（否決）通知書

登録された事業者には、当院から、入札参加決定通知書と共に「入札書」、「返信用封筒」、「入札保証金振込先口座情報」を送付いたします。

入札書の提出

入札保証金について、入札金額（税込）の 100 分の 5 以上または保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことを証する保険証券を提出いただきます。入札保証金の納付方法は、当院発行の納付書にて納付または当院口座への振込とします。

当院から郵送する、「入札書」及び「返信用封筒」を利用し、記入・押印した入札書と入札保証金を納付したことを示す書類を封筒に入れ、封筒に所定の裏書きをして、**令和 8 年 12 月 18 日（金）から令和 8 年 12 月 25 日（金）までに一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかにより郵送（期限必着）してください。**

入札書の比較

開札は、令和 9 年 1 月 8 日（金）14 時 00 分より行います。入札書により、当院が設定した最低価格以上で、一番高い貴金属買取金額を提示した買受者を決定します。

業務内容の協議

受注者は、業務内容について当院と協議していただきます。

契約・売払金の支払い

令和 9 年 1 月 25 日（月）付けで、当院と受注者は、契約書を取り交わします。具体的な業務スケジュールについては当院と協議のうえ、決定します。

契約書（当院保管のもの 1 部）に貼付する収入印紙は、受注者の負担となります。

契約保証金について、契約金額（税込）の 100 分の 10 以上（1 円未満切り上げ）または保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したことを証する保険証券を提出いただきます。契約保証金の納付方法は、当院発行の納付書にて納付または当院口座への振込とし、納付期限は令和 9 年 1 月 25 日といたします。

第１号様式

質　　問　　書

令和　　年　　月　　日

船橋市病院事業管理者　あて

件名：令和８年度船橋市立医療センター歯科用貴金属等売払公募について

【質問内容】

住　　所

氏名又は名称

代表者職氏名

印鑑は省略

＜事務担当者＞

所属部署

氏　　名

電　　話　　FAX

第２号様式

入 札 参 加 申 込 書

受付番号

令和　　年　　月　　日

船橋市病院事業管理者　あて

「令和８年度船橋市立医療センター歯科用貴金属等売払公募要項」の各条項を承知のうえ、応募を申込みいたします。

＜応募者＞
住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名　　印

＜事務担当者＞
所属部署
氏　　名
電　　話　　FAX

※入札に使用する「入札書」と「返信用封筒」を書類審査後、入札参加登録が決定された事業者に送付いたします。他のものを使用することはできません。
　今回は、あくまでも応募予定なので、必ず応募しなければいけないということではありませんので、ご注意ください。

同封する他の書類をご確認（チェック）ください。（※要項３ページを確認ください。）

□ ①誓約書（第３号様式）
□ ②委任状（第４号様式）※支店長等に委任する場合のみ必要
□ ③登記事項証明書（法人）又は、身分証明書（個人）
□ ④印鑑証明書
□ ⑤納税証明書（国税）
□ ⑥市税納付確認書
□ ⑦返信用封筒（切手貼付）又は、レターパック

第３号様式

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

船橋市病院事業管理者　あて

住　　所 .....

氏名又は名称

代表者職氏名 _____ 印

印鑑登録している印

件　　名　令和８年度船橋市立医療センター歯科用貴金属等売払公募

１　上記の公募に対し、連合等により公募の公正を害するような不正行為をしていないことを誓約いたします。

２　船橋市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 18 号）第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当する者及び千葉県暴力団排除条例（平成 23 年条例第４号）第 23 条に違反している事実がある者でないことを誓約します。

３　上記公募の、３応募要件の（１）基本的要件、及び（２）資格制限の内容をすべて満たしていることを誓約します。

４　前三項目の誓約に反することが明らかになった場合に、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。

第４号様式

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

船橋市病院事業管理者　あて

住　　所 ……

氏名又は名称

代表者職氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

印鑑登録している印

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

住　　所 ……

受任者　　氏名又は名称

職　氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

記

委任事項

令和８年度船橋市立医療センター歯科用貴金属等売払公募に係る

（１） 入札に関する一切の権限

（２） 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限

（３） 契約代金の支払いに関する一切の権限

（４） その他前各号に付帯する一切の権限

※ この委任状を提出することで、入札及び契約については、受任者の氏名及び印で行うこととなります。

第５号様式

入　　札　　書

令和　９年　１月　８日

船橋市病院事業管理者　あて

入札書は記入例のみを掲載します。**入札書**は、入札参加登録がされた事業者に後日、送付いたします。記載漏れがある入札書は、無効とします。
入札書を作成し、封筒に封入し、封筒裏面に差出人及び件名を記入してください。

件　　名　令和８年度船橋市

入札金額は、貴金属買取金額から分析等の諸費用を差し引いた金額としてください。
予定数量×単価の税抜金額を記入してください。

（消費税及び地方消費税を含まない金額）

		十億			百万			千			円
金　額 （年額）				￥	1	0	0	0	0	0	0

令和８年度船橋市立医療センター歯科用貴金属等売払公募要項の内容を承知のうえ、入札します。

住　　所　千葉市〇〇区〇〇町１－２－３
氏名又は名称　△△株式会社
代表者職氏名　代表取締役社長　三角　丸男　　印
（委任状を提出した場合のみ代理人職氏名＋印で可能）

印鑑登録している印

代表取締役等事業者の代表者で申し込む場合は、印鑑登録の印を、委任状を提出した場合は、受任者の職氏名と印鑑を押印ください。（例）自動販売機株式会社　〇〇支店長　四角　太郎㊞←委任状の代理人の職氏名＋印

第６号様式

入　札　辞　退　届

令和　　年　　月　　日

船橋市病院事業管理者　あて

住　　所

氏名又は名称

代表者職氏名　　印

印鑑登録している印

件　　名　令和８年度船橋市立医療センター歯科用貴金属等売払公募

都合により公募への応募を辞退します。

※注意　この届は、入札執行前までに、必ず当院総務課に直接持参もしくは郵送にて提出してください。（郵送の場合は事前に電話連絡してください。）℡：047-438-3321（代）

船橋病院事業管理者あて

サービス所管課チェック欄	□本人確認済

提出日：令和　　年　　月　　日

市税納付確認書

以下の同意欄にチェックしてください。

市税納付確認同意記入欄	私に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに **□同意します　□同意しません**

同意する場合、以下の申請者欄をご記入の上、≪船橋市立医療センター総務課≫に提出してください。

同意しない場合、以下の申請者欄をご記入の上、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、≪船橋市立医療センター総務課≫に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3 週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。確認にお時間を要する場合がありますので予めご承知おきください。

※代理人が来庁する場合は、申請者欄・委任欄ともに記入してください（個人の場合は自署）。

※申請者が法人で代理人が来庁する場合は、委任欄を記入してください。

申請者欄	**申請者**	住所（所在地）	
		氏名・名称（カナ） 氏名・名称	㊞
		生年月日（法人は不要）	明・大・昭・平・令　　年　　月　　日
委任欄	代理人 （窓口に来られる方）	住所	
		氏名	
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名・名称	
	使用目的	船橋市（令和８年度船橋市立医療センター歯科用貴金属等売払公募）申請に伴う納税確認のため　提出先部署名：（船橋市立医療センター総務課）	

（市記入欄）※以下には記載しないでください。

住民（法人）コード												

税目、本人確認書類チェック欄		税務課確認欄	
船橋市税全税目	本人確認書類 □マイナンバーカード □運転免許証 □その他（　　）	滞納なし （日付入確認印）	
年度・税目指定欄 （指定ある場合のみ）		（確認日記入）	

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日から３か月間とします。

（様式１）市税納付確認書（記入例）

サービス所管課チェック欄	□本人確認済

船橋病院事業管理者あて

提出日：令和　〇〇年　〇〇月　〇〇日

内部照会に同意する場合、市税納付確認書は、各サービス所管課にご提出ください。
同意しない場合、税務課に持参し、納税確認をしてください。

市税納付確認書

に関する船橋市税の納付状況について、担当市職員が確認することに

☑同意します　□同意しません

同意する場合、以下の申請者欄をご記入の上、≪船橋市立医療センター総務課≫に提出してください。

同意しない場合、以下の申請者欄をご記入の上、税務課にこの書類を持参し、市税の滞納がないことの確認印を受け、≪船橋市立医療センター総務課≫に提出してください。なお、税務課に確認印を受ける際は、①本人確認書類②3 週間以内に市税を納付した場合は、その領収書をご持参ください。確認にお時間を要する場合がありますので予めご承知おきください。

※代理人が来庁する場合は、申請者欄・委任欄ともに記入してください（個人の場合は自署）。

※申請者が法人で代理人が来庁する場合は、委任欄を記入してください。

申請者欄	**申請者**	住所（所在地）	**千葉県船橋市湊町２丁目10番25番**
		・名称（カナ） ・名称	**フナバシ　タロウ** **船橋　太郎**　㊞
		日（法人は不要）	明・大・昭・平・令　〇〇年　〇〇月　〇〇日
委任欄	代理人（窓口に来られる方）	住所	**千葉県船橋市湊町２丁目10番25番**
		氏名	**船橋　花子**
	上記の者を代理人と定め、市税納付確認に関する事項について委任します。	委任者（申請者）氏名・名称	**船橋　太郎**
	使用目的	船橋市（令和８年度船橋市立医療センター歯科用貴金属等売払公募）申請に伴う納税確認のため　提出先部署名：（船橋市立医療センター総務課）	

内部照会に同意するか、申請者本人が来庁する場合は、申請者欄のみ記載してください。

・個人の場合で、自署するときは押印不要です。
・申請者が法人である場合は、法人の代表者印を押印してください。

・窓口来庁者が代理人の場合は委任欄を記入してください。
・申請者が個人の場合は、委任者（申請者）が自筆してください。

（市記入欄）※以下には記載しないで

以下は税務課の記入欄なので、記載しないでください。

住民（法人）コ

税目、本人確認書類チェック欄		税務課確認欄	
船橋市税全税目	本人確認書類 □マイナンバーカード □運転免許証 □その他（　　）	滞納なし （日付入確認印）	
年度・税目指定欄 （指定ある場合のみ）		（確認日記入）	

※本確認書を船橋市の行政サービス申請以外に利用することはできません。

本確認書の有効期間は税務課確認日から３か月間とします。

仕　様　書

件　名：令和８年度船橋市立医療センター歯科用貴金属等売払公募
場　所：船橋市金杉１丁目２１番１号　船橋市立医療センター
期　間：令和９年１月２５日～令和９年３月３１日

１．目的

船橋市立医療センター（以下、「当院」という）において発生する歯科用材料（撤去冠、義歯、研磨粉等（以下、「売却物品」という））に含まれる貴金属類を有価物として取り扱い、売り払いを行う。

２．内容

受注者は、当院より発生する売却物品を引き取り、資源物の回収を行う。

（１）回収場所

船橋市立医療センターＣ館１階　歯科口腔外科

（２）回収時期

事前に船橋市立医療センター総務課に了承を得た上で回収を行う。回収は９時～１７時の間に行うこと。また、契約期間内に１回以上回収を行うこととする。

（３）回収容器

１）受注者が用意することとする。
２）容器の形状等については、２Ｌ未満の蓋付きのものを用意すること。
３）事前に船橋市立医療センター総務課の了承を得たものを使用することとする。
４）容器はシール等で封印すること。
５）回収の際は、容器の交換を行うこととする。

（４）予定数量

約 1,467ｇ（売却物品の総重量）

買取品目	重量
金（Au）	76.6ｇ
銀（Ag）	344.2ｇ
パラジウム（Pd）	98.0ｇ
プラチナ（Pt）	1.2ｇ

※あくまで予定数量であり、数量を保証するものではない。
単価については、相場価格採用日は設けない。
なお、予定数量に増減があっても契約期間途中での単価の変更はしないものとする。

3. 請求

（1）分析完了後、計量数値及び買受代金の明細書を当院へ書面にて速やかに報告すること。

（2）当院からの請求金額は、貴金属買取金額から分析等にかかる諸費用を差し引いた金額とし、小数点以下は切り捨てる。

（3）受注者は、買受代金明細書に記載された金額を、当院指定の口座に納付書の発行日から３０日以内に入金すること。

4. その他

（1）引取後に生じた廃棄物は、法令に基づき、受注者の責任で処理すること。

（2）万が一事故、トラブル等が発生した場合、速やかに当院へ報告すること。

（3）この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、当院と受注者双方協議の上決定すること。

貴金属スクラップ売払い業務　契約書

１．業 務 の 名 称　　貴金属スクラップ売払い業務

２．業 務 実 施 場 所　　船橋市金杉１丁目２１番１号

３．履　行　期　間　　令和９年１月２５日　から
令和９年３月３１日　まで

４．買　受　金　額　　第６条（買受代金の決定方法）による

５．契 約 保 証 金　　契約金額の１００分の１０以上

上記の業務について、売払人である船橋市（以下「発注者」という。）と買受人である＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づき、別添の条項によって公正な売払い契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和９年１月２５日

発注者（売払人）　　船橋市金杉１丁目２１番１号
船橋市
船橋市病院事業管理者　丸山　尚嗣

受注者（買受人）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（総則）
第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書、図面、これらの図書に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
２　受注者は、この契約の業務を業務実施期間内に履行するものとし、その代金を支払うものとする。
３　この契約書に定める指示、請求、通知、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
４　この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。
５　この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

（権利義務の譲渡等）
第２条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託等の禁止）
第３条　受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が仕様書等において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
４　発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせる者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（定義）
第４条　「貴金属スクラップ」とは、歯科診療に伴い発生する撤去冠等の歯科用金属屑で、天然歯・義歯等に、貴金属及び非鉄貴金属等が含有したものをいう。
２　「貴金属」とは、金（Au)・銀（Ag)・パラジウム（Pd)・プラチナ（Pt）をいう。
３　発注者は貴金属スクラップを受注者に売渡し、受注者はこれを買受ける。

（引渡し・検量）
第５条　発注者と受注者は、貴金属スクラップ引渡し時にその内容、重量を相互に検査するものとする。

（買受代金の決定方法）
第６条　受注者は、発注者から預かった貴金属スクラップの精錬・精製等を行い、貴金属の分析明細書を作成して発注者に提出しなければならない。
２　受注者は、買取り価格（※１）に前項により算出された貴金属スクラップの重量を乗

じ、評価額を決定する。

※１（貴金属の買取り価格）

買取品目	買取単価
金（Au）	○○○○円/g
銀（Ag）	○○○○円/g
パラジウム（Pd）	○○○○円/g
プラチナ（Pt）	○○○○円/g

３　前項により算出された評価額から、受注者が本条第１項に規定する処理を行うのに必要な分析手数料（※２）を差し引いて、買受代金を決定する。

※２（精錬精製費）

精製品目	単価
金（Au）	○○円/g
銀（Ag）	○○円/g
パラジウム（Pd）	○○円/g
プラチナ（Pt）	○○円/g
諸経費	○○円/回

（代金支払）

第７条　受注者は、前条の方法により決定された買受代金に、消費税相当額を乗じて得た額（１円未満は切り捨てた額）を明細書に記載する。

２　受注者は買受代金を、納付書の発行日後３０日以内に発注者の指定した口座に支払うものとする。

３　前項の代金支払いに際し、振込手数料が発生する場合は受注者の負担とする。

（危険負担）

第８条　貴金属スクラップの引渡し後に生じた利材品の滅失・毀損・盗難・紛失等については、受注者が危険を負担する。

（契約不適合）

第９条　受注者は、引渡し完了後、売払い品の数量不足又は隠れたかしの有ることを発見しても、買受代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約を解除することはできない。

（契約内容の変更等）

第１０条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は買受代金の納付を一時中止させることができる。

（損害賠償）

第１１条　受注者が業務遂行上の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者は直ちに発注者に届け出るとともに、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の契約解除権）

第１２条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときには、この契約の全部又は一部を解除することができる。

⑴　正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

⑵　第３条、第１６条又は第１８条の規定に違反したとき。

⑶　契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

⑷ 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。（第３条第３項に基づく再委託の場合も含む。）

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分に相当する代金を受注者に支払わせなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第１３条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

⑴　第１２条第１項の規定によりこの契約が解除された場合

⑵　受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

⑴　受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

⑵　受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

⑶　受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第１項の違約金に充当することができる。

４　受注者は、第１２条第１項の規定により契約が解除されたとき、又は、第２項各号に規定する者が契約を解除したときは、発注者にその損害賠償を請求することができない。

（履行延滞等）

第１４条　受注者の責めに帰する事由により買受代金の納付が遅れた場合には、発注者は遅延日数に応じ、未履行部分相当額に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規程に基づき財務大臣が決定する率で計算した額を履行遅滞の違約金として徴収する。

（名義変更の届け出）

第１５条　受注者は、法人又は代表者名義をもって契約する場合において、商号並びにその代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書類を添えてその旨を届け出なければならない。

（秘密の保持等）

第１６条　発注者及び受注者は、業務の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。業務の実施につき用いた使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（紛争の解決）

第１７条　この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、発注者が定めたものに受注者の不服があるときその他契約に関して発注者及び受注者の間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者及び受注者で折半し、その他のものは発注者及び受注者がそれぞれ負担する。

２　　発注者又は受注者は、第１項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の発注者及び受注者の間の紛争について民事訴訟法（平成８年法律第１０９号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

（個人情報の保護）

第１８条　受注者は、業務を行うに当たり、個人情報の適切な管理のために次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　個人情報の保管及び管理について、漏えい、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。

⑵　受注者は、仕様書記載の場所以外において事務を処理する場合には、あらかじめ発注者の承諾を受けることとし、当該事務を処理しようとする場所から個人情報を持ち出してはならない。

⑶　業務目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。

⑷　発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。

⑸　個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。

⑹　業務を処理するために発注者から提供され又は受注者が作成又は取得した個人情報が記録された文書等を、業務が終了したときは直ちに発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

⑺　業務に従事する者に対し、業務に従事しているとき及び従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、業務に従事する者の監督を適切に行わなければならない。

⑻　受注者は、個人情報を取り扱う従事者を明確にし、発注者から求められた場合には報告しなければならない。

⑼　個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。

⑽　業務を第三者に再委託（子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）への再委託及び当該再委託につき順次にされる委託（子会社への委託を含む。）を含む。以下同じ。）してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の許諾を得たときはこの限りではない。この場合において、受注者は、再委託先事業者が本件契約の各条項に規定する受注者の義務と同様の義務を負う旨を担保する規定を含む再委託契約を締結するものとし、発注者が受注者に対して提出を求めた場合、再委託先事業者が当該義務を負うことが確認できる部分の写しを提出しなければならない。

⑾　この条に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取り扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

⑿　受注者は、契約内容の遵守状況について、発注者が求めた場合には報告するものとし、その内容に変更のあった場合は随時報告するものとする。

⒀　受注者は、受注者又は再委託先事業者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えい又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。

⒁　発注者は、必要があると認めるときは受注者に対して実地の調査を行うとともに、必要な資料の提出を求めることができるものとする。

⒂　受注者が個人情報を取り扱う業務を再委託する場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、発注者又は受注者が前号の措置を実施するものとする。

（信義則）

第１９条　発注者、受注者両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義の解決）

第２０条　この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度発注者受注者協議して定めるものとする。